

入札公告

条件付一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年9月10日

群馬県知事 山本 一 太

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

群馬県庁等中央監視・電気設備保全業務委託

(2) 業務場所

群馬県前橋市大手町一丁目 地内

(3) 業務内容

別添仕様書等のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(5) 入札方法

上記(1)の業務委託を入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

(3) 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

なお、2及び3において、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限及び指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐ。

(4) 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(5) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、入札に参加する資格に支障がないと認められ資格者名簿に登載された者は除く。

(6) 群馬県内に本社、支店又は営業所が登録されていること。

(7) 資格者名簿において、従業員数が100人以上で格付等級がA等級の者であること。

(8) 資格者名簿において、「役務等の提供」の資格を有し、営業品目として「電気設備」、「施設管理」及び

「施設・設備運転管理」の保守管理について登録があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務部財産有効活用課県庁舎保全係（担当 藤井、千明） 電話027-226-2125（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）、または、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。
なお、上記による取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和7年9月10日（水）から令和7年10月9日（木）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年10月10日（金）午前9時30分 群馬県庁11階111会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。